

八潮市保育士等研修業務委託
選定審査実施要領

令和6年4月

八潮市子ども家庭部保育課

1 目的

八潮市保育士等研修業務の実施にあたり、業務委託する優先交渉権者を公募型プロポーザル方式により選定するための手続等に関し、必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名称

八潮市保育士等研修業務委託

(2) 契約期間

契約締結日から令和7年3月14日（金）まで

(3) 業務内容

別紙1「八潮市保育士等研修業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり。

(4) 選定審査の方式

公募型プロポーザル方式

(5) 業務委託上限額

2,376,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）を上限とする。なお、左記の限度額は本事業の予算額であり、これを超える提案に関しては認めないものとする。

3 参加資格

選定審査に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 法人税、消費税、法人事業税及び法人住民税の滞納がないこと。
- (2) 八潮市の競争入札の参加資格を有すること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法に基づき更正手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員が経営していない者又は事実上経営に参加していない者であること。
- (7) 「八潮市建設工事等の契約に係る指名停止等に関する基準」に基づく指名停止を受けていないこと。
- (8) 過去5年間以内に、埼玉県内又は近隣自治体において本業務と同種又は類似業務の実績を有すること。
- (9) その他法令等に違反するものでないこと。
- (10) 仕様書に基づき、信義に従い誠実に業務を履行できる者であること。

4 提出書類等

(1) 提出書類

別紙3「八潮市保育士等研修業務委託事業者公募に係る提出書類一覧」のとおり。

提出書類は、A4サイズの紙ファイルで綴じ込み、資料番号をインデックスで標示すること。

(2) 提出部数

正1部、副9部（副は複写可）の計10部提出すること。

※提出書類等に記載された個人情報については、八潮市保育士等研修業務委託事業者選定の目的以外には使用しません。

5 選定審査に関する事項

(1) 実施スケジュール

実施要領の掲載	令和6年4月15日（月）から 令和6年5月 2日（木）まで
質問の受付	令和6年4月15日（月）から 令和6年4月22日（月）まで
申請書類の受付	令和6年4月15日（月）から 令和6年5月 2日（木）まで
審査（書類・プレゼンテーション）	令和6年5月下旬
事業者の内定	令和6年5月下旬

(2) 実施要領の配布

実施要領は、八潮市ホームページからのダウンロードすること。

(3) 質問の受付

①受付期間

上記の実施スケジュールのとおり。ただし、最終日は、午後5時15分までとする。

②提出方法

質問がある場合は、軽微な場合を除き、「質問書」（様式第5号）により行うこと。ただし、審査内容や評価項目に関する質問については回答しない。

質問票は、八潮市保育課に電子メールで提出すること。また、提出した場合は、電話による到達確認を行うこと。

八潮市子ども家庭部保育課E-mail アドレス：hoiku@city.yashio.lg.jp

③その他

質疑回答内容や選定審査期間中に参加者への連絡事項が生じた場合は、本市ホームページに掲載するため、定期的に確認すること。(当ホームページの記載事項を確認しないことによる不利益については、一切責任を負いません。)

(4) 申請書類の受付

①受付期間

- ・上記の実施スケジュールのとおり。ただし、(土・日・祝日を除く)。
- ・午前8時30分から正午、午後1時から午後5時15分まで

②受付場所

八潮市子ども家庭部保育課(八潮市役所2階)

③提出方法

申請書類の提出は、直接保育課へ持参すること。

- ・郵送による申請書類の受付はしない。
- ・受付期間を過ぎたものは受理しない。
- ・提出された書類等は返却しない。

(5) 情報提供

本件について、契約先決定後に提案事業者から情報提供の希望があった場合は、次の項目について、情報提供を行う。なお、情報提供は原則として電子メールで行う。

①プロポーザルの参加業者数

②契約先業者名

③契約金額

④契約先業者評価点の合計値

⑤情報提供希望のあった業者の評価点の合計値

⑥情報提供希望のあった業者の全体順位

⑦提案項目ごとの契約先業者との評点の優劣(評価点は情報提供しません。)

- ・申請者は、書類の提出をもって本実施要領の記載内容を承諾したものとみなします。

(6) 申込みの辞退

申込み書類を提出後に辞退する場合は、「辞退届」(様式第6号)により申し出ること。

7 候補者の選定に係る事項

(1) 選定方法

八潮市保育士等研修業務委託事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)において提出された申請書等による書類審査及びプレゼンテーションを行い別紙2「八潮市保育士等研修業務委託事業者選定要領」に基づき総合的に審査し、事業者を選定する。

なお、審査日については、別途、参加事業者に通知する。

(2) プレゼンテーション

- ①令和6年5月23日（木）に実施予定である。場所と時間は後日別途通知する。
- ②プレゼンテーションは、受託後の実務担当者が行うこととし、定員は4人までとする。
- ③各応募者のプレゼンテーションの開始予定時刻及び終了予定時刻は、令和6年5月10日（金）に電子メールにて通知する。
- ④プレゼンテーションの順番は、参加申込書の提出順とする。
- ⑤持ち時間は、一応募者につき説明20分以内、質疑応答10分以内とする。
- ⑥説明者はプレゼンテーション準備開始予定時刻の10分前までに控室となる市役所2階「相談室2-5」に入り待機する。なお、開始予定時刻に遅れた場合は、欠席として取り扱うものとする。
- ⑦説明内容は、企画提案書に基づく項目、その他応募者の特に強調したい提案内容等について行うものとする。
- ⑧プロジェクター等の機材を使用する場合は、事前に保育課担当者へ連絡するとともに、説明者が用意する。ただし、スクリーンについては市が用意するものとする。なお、プレゼンテーションの際に、提出書類に含まれていない追加資料を用いることは認めない。
- ⑨プレゼンテーションは非公開とする。

(3) 選定結果と公表

事業者の決定は、令和6年5月下旬頃を予定しており、選定結果は参加法人等に文書で通知する。電話等による問い合わせには応じない。

8 その他

- (1) 本プロポーザルにかかる費用は、すべて参加者の負担とする。やむを得ない理由により本プロポーザルが中止された場合のおいても、それまでに要した費用を当市に請求することはできない。
- (2) 市は、決定事業者において、以下の場合、決定を取り消す場合があり、事業者は、既に要した費用の弁済を求めることができないので十分注意すること。
 - ①本実施要領に記載された事項について重大な違背行為があったと認めるとき。
 - ②予定していたスケジュールから大幅な遅れが生じるとき、あるいは事業実施の目処が立たなくなったとき。
 - ③その他の事情により、業務遂行が困難と認めるとき。
 - ④決定事業者が著しく社会的信用を損なう等により、運営事業者としてふさわしくないと認められるとき。
- (3) 運用開始日から運用できない場合、そのことにより生じる一切の責任や 損害は、事業者が負担すること。
- (4) 事業者選定後、事業の実施を取りやめる場合は、必ず事前に市と協議のうえ、速やかに

辞退届を提出すること。

- (5) その他必要に応じて、関係機関（官公庁、金融機関等）への問い合わせを行うことに了承できること。

9 問い合わせ先

〒343-8588

埼玉県八潮市中央一丁目2番地1

八潮市子ども家庭部保育課（市役所2階）

電 話 048-996-2111（内線886）

FAX 048-999-8105

メールアドレス hoiku@city.yashio.lg.jp